

平成29年10月31日

第6回 経済・財政一体改革推進委員会
経済社会の活力ワーキング・グループ

資料2

文部科学省説明資料②

～民間資金の導入促進及び予算の質の向上・重点化～



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

- ①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル、
- ②民間資金の導入促進

vi 大学間の連携や学部等の再編・統合の促進

i 国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入

①これまでの進捗状況

- ・「国立大学経営力戦略」に基づき、国立大学法人第3期中期目標期間（平成28～33年度）における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入。学部等の再編・統合や大学間・専門分野の連携等を含めた、大学の将来ビジョンに基づく改革構想の実現を支援。

◆KPIの進捗状況

- ・学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させた者の割合:41.8%(2017年度)
【2018年度 50%】【2020年度 90%】
- ・大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させた者の割合:68.1%(2017年度)
【2018年度 60%】【2020年度 90%】
- ・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額:21千件・467億円(2015年度)(2013年度比約1.2倍)
【2018年度 2013年度比1.3倍】【2020年度 2013年度比1.5倍】

②今後の進展について

- ・第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の重点配分の仕組みにおいて、各大学のPDCAサイクルを一層促進する観点から、各大学が設定した「評価指標(KPI)」の進捗状況を総合的に勘案して戦略ごとに評価を行い、その結果を予算配分に反映する。

国立大学法人運営費交付金改革による国立大学改革の促進

第3期中期目標期間における国立大学改革

- 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金のなかに「**3つの重点支援の枠組み**」を創設

重点支援① 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進

重点支援② 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進

重点支援③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進

- 機能強化を実現するための「**ビジョン**」、「**戦略**」及びその達成状況を把握するための「**評価指標 (KPI)**」を各大学が主体的に作成

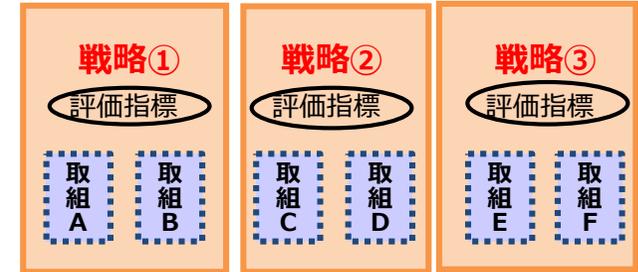
- 全86国立大学が策定した**298の「戦略」**において、**2,000項目以上の評価指標 (KPI)**が設定され、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

- 「**戦略**」の構想内容や進捗状況、**評価指標 (KPI)**等を対象に、毎年度、外部有識者からの意見を踏まえて文部科学省において**評価を行い、運営費交付金予算の重点支援に反映**



各国立大学の改革意欲をしっかりと受け止め、強み・特色を更に発揮し、我が国の成長や地域・日本・世界が直面する課題解決のため、各大学の機能強化を一層加速

第3期中期目標期間を通じたビジョン



評価の予算への反映

- 各国立大学の運営費交付金から係数によって拠出された財源（毎年度約100億円）を**評価結果に基づいて再配分**することで、運営費交付金予算の重点支援に反映

機能強化促進係数 による影響額 に対する反映率 (大学ごと)	110%以上	110%未満 100%以上	100%未満 90%以上	90%未満 80%以上	80%未満
重点支援① (55 大学)	3 大学	25 大学	22 大学	5 大学	0 大学
重点支援② (15 大学)	1 大学	5 大学	7 大学	1 大学	1 大学
重点支援③ (16 大学)	0 大学	7 大学	6 大学	3 大学	0 大学

※平成29年度における反映率

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

②民間資金の導入促進

ii 国立大学の財源の多様化

①これまでの進捗状況

- ・ 産学官のイノベーションを促進するため、「組織」対「組織」の産学官連携を深化させるための方策や、その方策の実行・実現に必要な具体的な行動等(産学連携を総合的に企画推進する環境整備、共同研究締結時の不実施保障、秘密保持、間接経費の在り方等)について取りまとめた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定(平成28年11月30日)。
- ・ 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置等を内容とする国立大学法人法の改正を踏まえ、認可認定に関する基準を策定。
- ・ 国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の明確化について通知を発出(平成28年3月31日)。
- ・ 国立大学法人等が株式等を取得・保有できる場合の要件を緩和した通知を発出(平成29年8月1日)

②今後の進展について

- ・ 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の一層の周知。
- ・ 法改正により可能となった国立大学法人等の資産の有効活用が図られるよう大学の取組を支援。
- ・ 国立大学法人等に対する評価性資産の寄附に係る税制改正を要望(平成30年度税制改正要望)。

国立大学法人法の一部改正により講じた 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置について

国立大学法人法を平成28年5月に改正

土地等の貸付け

【改正前】

国立大学法人等が第三者に対する土地等の貸付けが可能な場合は、国立大学法人等自身の業務に主に供する場合に限定

大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関わらない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸付けることが可能に

※文部科学大臣の認可では、

- 大学の業務の遂行に支障のない貸付け内容か
- 貸付期間と将来的な大学の活用予定との関係は合理的か
- 貸付相手方の対応により大学側に毀損がでないか

を契約において留意しているか等を確認

寄附金等の運用

【改正前】

国立大学法人等における余裕金の運用は元本保証のある金融商品(※)に限定

※①国債、地方債などの有価証券の取得 ②銀行などの預金 ③金銭信託

文部科学大臣の認定を受ければ、寄附金等を原資とする業務上の余裕金の運用を、より収益性の高い次のような金融商品に拡大

- 【1】一定の元本保証のない金融商品（投資信託、無担保社債、外貨建て外国債など）
- 【2】預金又は貯金（外貨建ても含む）
- 【3】金銭信託（元本保証なしも含む）

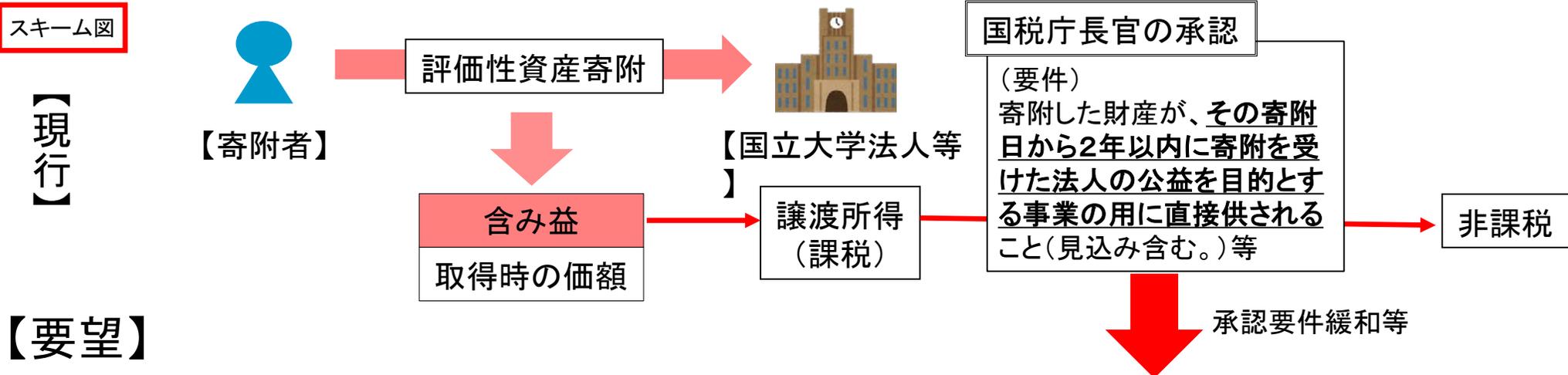
※文部科学大臣の認定では、

- 運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法が定められていること
例) 運用方針、学内の運用担当者の権限と責任、運用状況のモニタリングなど
- 運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること
例) 資金運用のための委員会を学内に設置し、その委員に、資金運用に関する知識・経験を有する者を任命するなど、運用のための体制のいずれにも適合していることを確認

改正法が施行される平成29年4月1日より大学の申請を受付

平成30年度税制改正要望内容

国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人(以下「国立大学法人等」という。)に評価性資産(土地など)の寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税措置を受けるためには、「寄附日より2年以内に法人の公益目的事業の用に寄附財産が直接供される」ことについて国税庁長官の承認が必要という要件が存する。この要件について、寄附された資産等が公益目的事業に用いられることが担保されている場合には、みなし譲渡所得税を非課税とするよう国税庁長官の承認要件の緩和等を認めていただきたい。



国立大学法人等が、公益目的事業の用に供することを担保することで、国税庁長官による非課税承認を得る。
(なお、学校法人等においては当該承認要件を緩和する特例が既に措置済)

背景・現状

- 国立大学法人等が、自らの強み・特色を生かした教育研究活動を実施する上での財源を確保する方策として、「寄附」は重要な手段の一つ。
- 非課税措置を受けるために必要な「2年以内に直接公益事業目的の用に供される」という要件により、国立大学法人等が寄付受け入れに慎重となり、その間に寄附者より寄附の提案を取り下げるケースがあるとの指摘。

目標・効果

個人からの評価性資産の寄附を促進し、国立大学法人等の経営基盤の強化及び教育研究活動の活性化を図る。

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

②民間資金の導入促進

iv マッチングプランナー制度の活用推進

①これまでの進捗状況

- 地域の企業ニーズと、全国の技術シーズをマッチングプランナーが結びつけることを通じて、企業と大学との共同研究から事業化を目指し展開を支援することで、地域科学技術イノベーションの創出に向けて、平成27年4月よりマッチングプランナープログラムを開始。
- マッチングプランナープログラムにおける採択件数は平成27年度～29年度において757課題であり、KPIの達成に向けて現在実施中。

◆KPIの進捗状況【2018年度 600件】【2020年度 1000件】

地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる
共同研究件数 指標:169 件※¹(第1回採択分)

※¹支援を受けた課題のうち、事後評価において実用化に向けた次の研究開発フェーズに進むための十分な成果が得られた、という計測値をもって見える化

	採択件数 (応募件数)
第1回採択	260課題 (1, 133課題)
第2回採択	106課題 (308課題)
第3回採択	255課題 (647課題)
第4回採択	136課題 (1, 132課題)
合計	757課題 (3, 220課題)

②今後の進展について

- 第3回採択分まで実施期間満了(平成29年3月末)以降、順次事後評価を実施し、KPIの達成度合を確認するとともに、次の研究フェーズに進むための十分な成果が得られた課題については、継続的フォローアップを実施予定。
- 平成30年度概算要求においては、マッチングプランナー制度を研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)に組み込み、全国の大学等の基礎研究成果を基に社会実装に結び付けるべく、プログラム再構成予定。

概要

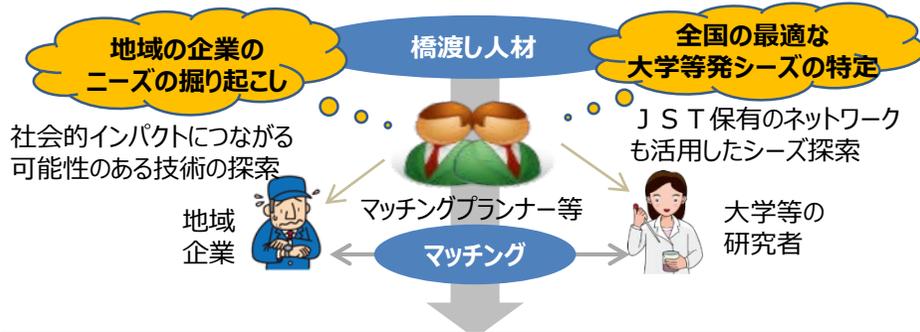
JSTのネットワークを活用し、企業ニーズの解決等に向けて全国の大学等発シーズと地域の企業ニーズとをマッチングプランナー等の橋渡し人材が結びつけ、初期的な研究開発費等を支援する。その際、マッチングプランナーは有力なコア技術のスケールアップに向けた概念実証も含め、共同研究から事業化等に向けた取組に対する評価・分析等を実施する。

科学技術イノベーション総合戦略2016 (平成28年5月24日閣議決定)

中小企業のニーズを掘り起こし、大学等の知的財産や技術シーズとのマッチングを進めるとともに、大学や企業等が保有する知的財産の利活用を促進する。

マッチング等の仕組み

- 地域企業のニーズと全国の大学等のシーズを、マッチングプランナーが広域のネットワークを生かし、最適なマッチングを実施。
- マッチングされたプロジェクトについては、審査を踏まえ事業化に向けた初期的費用を支援。
- 有望な研究成果等については、研究成果等の評価・分析等を通じて、スケールアップや新たな企業等とのマッチング、商品開発、事業化等を目指す段階までを支援。



課題解決・基礎的データ取得等のための費用 (300万円/年) 支援

支援実績と成果例

事業を開始した平成27年度から、平成28年度までに621件を採択。
 ※事業期間は最長1年間。

採択回	応募件数	採択件数
第1回	1,133件	260件
第2回	308件	106件
第3回	647件	255件

<成果例> 脳深部用極微細内視鏡イメージングシステムの開発 (東北大学)

従来大型・高価だった脳内イメージング装置について、大学の有する脳内イメージングシステムを企業と共同で機器間の結合効率を向上させることで、安価・小型化を達成。可搬性の付与により、検査範囲も拡大。



試作品製作まで達成。今後は、**量産化に向けた試作機の検証を行う実証段階へ。**

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

②民間資金の導入促進

v 国立大学法人に対する寄附金

①これまでの進捗状況

- 平成28年度税制改正により、国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入。
- 寄附金等外部資金活用促進経費を国立大学法人運営費交付金内に設ける(いわゆるファンドレイザーの雇用に措置)(平成27年度より予算措置)
- 寄附金等外部資金活用促進経費措置大学(40大学)では、ファンドレイザー等専門スタッフを雇用

◆KPIの進捗状況

国立大学における寄附金受入額(2014年度:約729億円):約864億円(2016年度)(2014年度比1.19倍)

【2018年度 2014年度比1.2倍】【2020年度 2014年度比1.3倍】

②今後の進展について

- 平成30年度概算要求においても、国立大学法人運営費交付金において寄附金等外部資金活用促進経費を計上。
- 国立大学法人等に対する評価性資産の寄附に係る税制改正を要望(平成30年度税制改正要望)。【再掲】

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

③予算の質の向上・重点化

i 大学改革と競争的研究費改革の一体的推進

(大学改革の主な取組)

①これまでの進捗状況

- ・「国立大学経営力戦略」に基づき、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金において、学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己改革や新陳代謝を進めるため、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進する仕組みとして「学長の裁量による経費」を区分。
- ・文部科学大臣が、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができることとするとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例について定めること等を内容とする国立大学法人法の一部を改正する法律の成立(平成29年4月1日施行)。平成29年6月30日に東北大学、東京大学、京都大学の3大学を指定。
- ・卓越研究員制度について、初年度の平成28年度は87名を卓越研究員に決定し、本制度を通じて少なくとも119名の若手研究者に安定かつ自立的な研究環境を創出(H29.4.1時点)。平成29年度も引き続き実施。
- ・世界最高水準の教育力と研究力を結集した「卓越大学院プログラム」の在り方に関して、産学官からなる有識者会議で取りまとめられた「卓越大学院(仮称)構想に関する基本的な考え方」(平成28年4月)を元に進められている具体的な事業設計の議論について、「卓越大学院プログラム 公募の方向性について—中間報告—」(平成29年10月)として公表した。

◆KPIの進捗状況

公募時の卓越研究員予定人数に対する申請者の割合:5.66倍(2016年度)

【2018年度 3倍以上】【2020年度 3倍以上】

②今後の進展について

- ・ 東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、大阪大学の4大学を将来の指定に向けた「指定候補」として取り扱うこととし、条件が整った場合には平成29年度末を目途に再度の審査を予定。
- ・ 卓越研究員制度については、本年度は7月より、大学等の研究機関と若手研究者との間で調整が行われており、調整が完了した者について、順次、卓越研究員に決定。また、当該制度にかかる経費について、平成30年度概算要求において20億円を計上。
- ・ 平成30年度概算要求において、「卓越大学院プログラム」を本格実施するために必要な経費として100億円を計上。(新規)
- ・ 引き続き「卓越大学院プログラム」の詳細について検討し、公募の方向性についての最終的な案を年内に取りまとめ、公表予定。

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号）により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができることとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例について定めることとした。

2. 指定国立大学法人とは

- (1) 指定に当たっては、優秀な人材を引きつけ、研究力の強化を図り、社会からの評価と支援を得るという好循環を実現する戦略性と実効性を持った取組を提示でき、かつ自らが定める期間の中で、確実な実行を行いうる大学に限り指定する。指定国立大学法人に申請する大学は、現在の人的・物的リソースの分析と、今後想定される経済的・社会的環境の変化を踏まえ、大学の将来構想とその構想を実現するための道筋及び必要な期間を明確化することが求められる。また、指定された大学には、社会や経済の発展に与えた影響と取組の具体的成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果たすことが期待される。
- (2) 指定国立大学法人に申請する大学は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求める。このため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを確認することとし、それぞれの領域において要件を満たしていることを申請の要件として公募。

3. 審査スケジュール

指定国立大学法人を指定するための審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（「国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会」）による書面審査、ヒアリング審査及び現地視察によって行い、文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

平成28年11月30日 公募開始
平成29年 3月31日 各大学からの申請〆切（7大学から申請受付）
5月29日～指定国立大学法人部会における指定についての審査（ヒアリング審査及び現地視察）
6月30日 3大学を指定国立大学法人に指定

4. 指定について

以下の3大学を指定。

- ・国立大学法人東北大学
- ・国立大学法人東京大学
- ・国立大学法人京都大学

次の4大学については、将来の指定に向けた「指定候補」として取り扱うこととし、条件が整った場合には平成29年度末を目途に再度の審査を予定。

- ・国立大学法人東京工業大学
- ・国立大学法人一橋大学
- ・国立大学法人名古屋大学
- ・国立大学法人大阪大学

背景・課題

- 若手研究者が、任期付き雇用など不安定な雇用によって、新たな研究領域に挑戦し、独創的な成果を出すことができるような環境に置かれていない。
- 博士号を取得し、高度な専門性を持つ研究者が産学官のセクター間を超えて十分に活躍できておらず、世界規模での急速な産業構造変化への対応が困難な状況。
- 特に国立大学については、「国立大学経営力戦略」等に基づく自己改革を基盤として、若手研究者が活躍できる環境整備が求められている。

【閣議決定文書等における記載】

- 第5期科学技術基本計画(抄)(平成28年1月22日閣議決定)
 優れた若手研究者に対しては、安定したポストに就きながら独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするための制度を創設し、若手支援の強化を図る。
- 未来投資戦略2017(-Society5.0の実現に向けた改革-) (抄)(平成29年6月9日閣議決定)
 優秀な人材が研究者を目指すよう、卓越研究員事業の推進等により若手研究者の安定・自立した研究環境を確保する。
- 経済財政運営と改革の基本方針2017について(抄)(平成29年6月9日閣議決定)
 卓越大学院(仮称)の具体化や高等専門学校教育の高度化による教育研究拠点の強化や卓越研究員制度等による人材の育成・確保等を進める。

事業概要

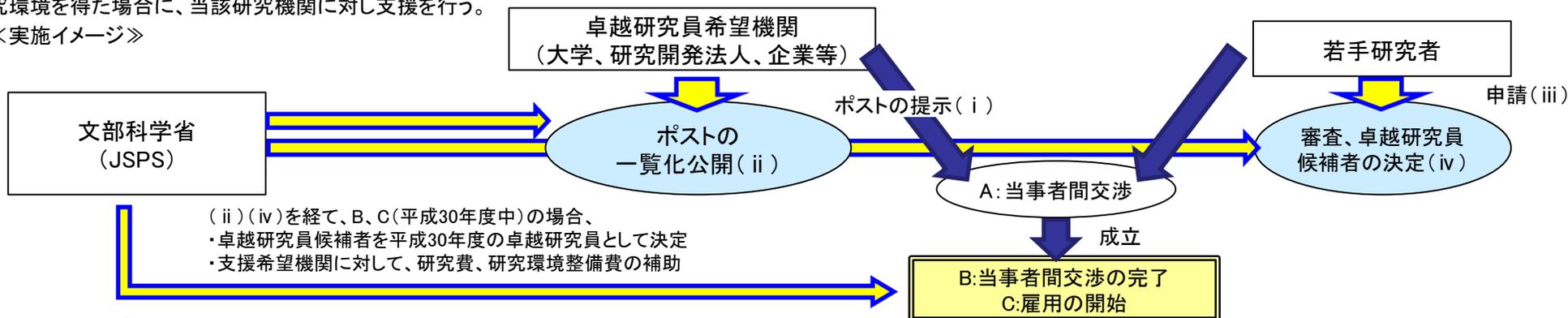
【事業の目的・目標】

- 新たな研究領域に挑戦するような若手が安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現する。
- 全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを開拓する。

【事業概要・イメージ】

本事業では、産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有し、新たな研究領域の開拓等を実現できるような若手研究者が、産学官の研究機関において安定かつ自立した研究環境を得た場合に、当該研究機関に対し支援を行う。

《実施イメージ》



【事業スキーム】

- ✓ 支援対象機関：国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- ✓ 人数：150名程度(平成30年度新規分)
- ✓ 支援内容：
 - 研究費→年間6百万円(上限)／人(2年間)
 - 研究環境整備費→年間2～3百万円(上限)／人(5年間)

※人文・社会科学系は、それぞれ3分の2程度の額を支援予定

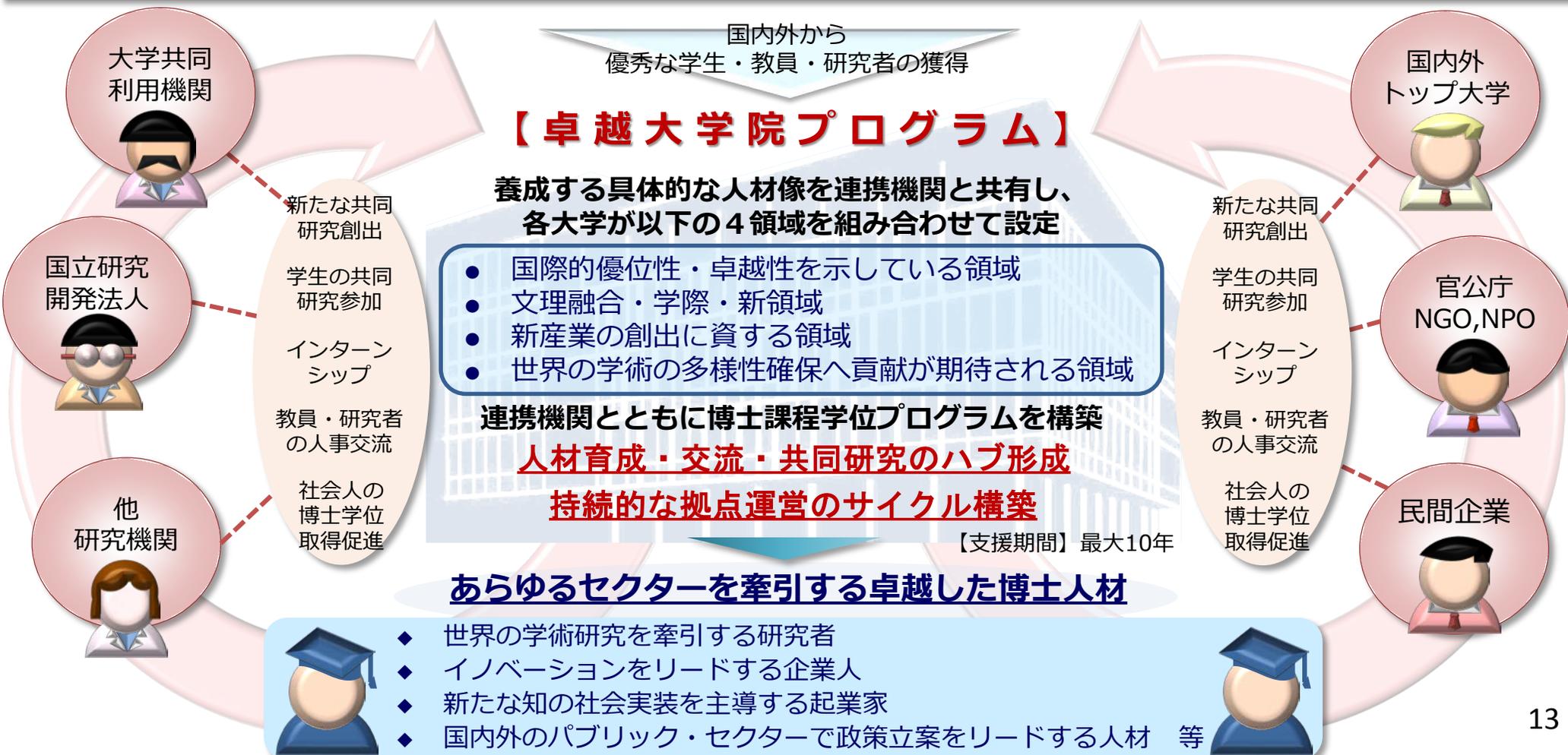
【これまでの成果】

平成28年度は、本事業を通じて少なくとも119名の若手研究者の安定且つ自立的な研究環境を創出(平成29年4月1日時点 卓越研究員に決定した者は87名)。

第4次産業革命の推進・Society5.0の実現に向け、**あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成**

各大学が自身の強みを核に、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、
世界最高水準の教育力と研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築

優秀な学生と第一線で活躍する教員、研究者、企業人等による教育研究活動を通じて、
人材の育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点形成



「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

③予算の質の向上・重点化

i 大学改革と競争的研究費改革の一体的推進

(競争的研究費改革の主な取組)

①これまでの進捗状況

- ・文科省における全ての競争的研究費について、平成28年度以降の新規採択から、順次、間接経費を原則30%措置
- ・大学改革の進捗を踏まえ、大型の研究プロジェクトを主宰する研究代表者については、一定条件の下、人件費の一部について、競争的研究費の直接経費から支出可能とすることを検討
- ・我が国最大の競争的資金である科学研究費助成事業(科研費)について、第5期科学技術基本計画等を踏まえ、審査システムや研究種目の見直しなどの抜本的な改革を実行中

②今後の進展について

- ・第5期科学技術基本計画を通じて着実に推進・拡大
- ・取組状況とその成果について中間検証

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

③予算の質の向上・重点化

ii 有能な人材の流動化

①これまでの進捗状況

- ・国立大学法人等におけるクロスアポイントメント制度適用人数は平成29年5月時点で338名、制度導入法人数は48法人(平成26年10月時点では29名、7法人)
- ・国立大学法人等における年俸制適用人数は平成29年度は13,952名、導入法人数は86法人(平成24年度は5,067名、64法人)

◆KPIの進捗状況

クロスアポイントメント適用教員数(2015年度現在92人):338人(2017年度)

【2018年度 350人】【2020年度 500人】

②今後の進展について

- ・各国立大学法人において策定された第3期中期目標期間を通じた計画に沿って、年俸制・クロスアポイントメント制度等、人事給与システム改革を推進
- ・平成26年12月に「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点」(経済産業省・文部科学省)として取りまとめ、各国立大学法人等へ通知しており、引き続き各国立大学法人において導入を促進。

クロスアポイントメント制度の活用について

クロスアポイントメント制度とは、機関間の協定により、大学教員等が**それぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し**、それぞれの機関の責任の下、**必要な従事比率（エフォート）で業務を行うもの**。給与、社会保険料等については、両機関のいずれかが一括して研究者に支払う等、基本的な枠組みを整備することにより、研究者本人も不利益を受けることなく、それぞれの機関で業務に従事することが可能となる。

期待される効果

- ◇ 大学、公的研究機関、企業等の組織の壁を超えた人材・技術力の流動性の向上
- ◇ 相手機関から優秀な人材を受け入れることにより、大学の教育研究活動のアクティビティを高め、教育研究基盤の強化・発展に寄与
- ◇ 対象教員にとっては、現職を離れることなく、双方の身分を持ちつつ柔軟に教育研究活動に従事することが可能

クロスアポイントメント制度適用教員等の推移

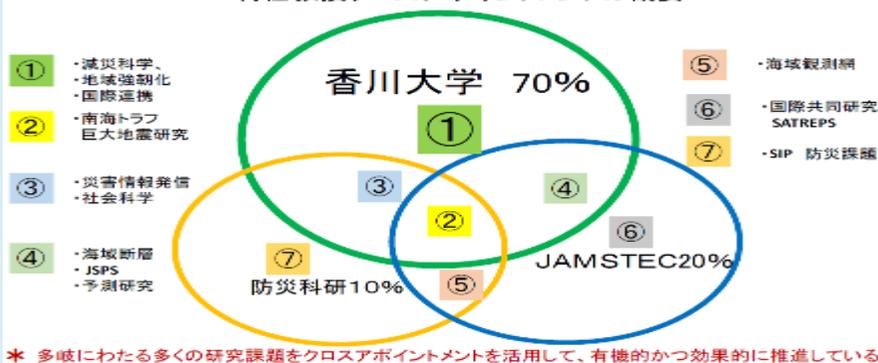
	26年10月	29年5月
適用教員数	29人	338人
国立大学法人等数	7法人	48法人

地方大学における地域活性化事例

上記効果のほか、地方大学と都市部大学・研究機関とのクロスアポイントメント制度の活用により、**地域活性化という観点においても効果が期待される。**

Case1. 香川大学と海洋研究開発機構・防災科学技術研究所

特任教授クロスアポイントメントの概要



◇ 海洋研究開発機構・防災科学技術研究所

減災・危機管理研究の豊富な実績

◇ 香川大学

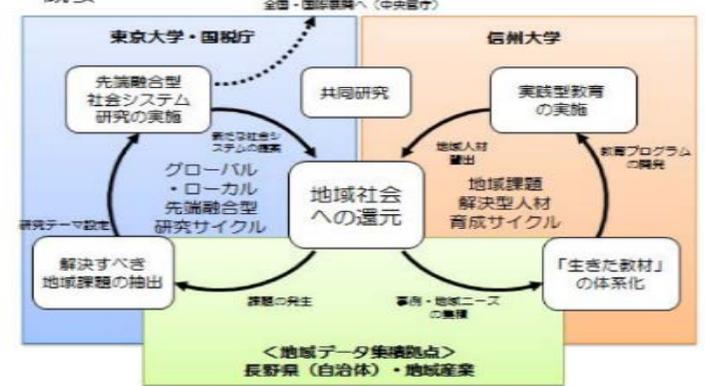
四国地域における被害経験や迅速な復旧復興を目指す総合科学（減災科学）の拠点形成を推進

⇒クロスアポイントメントを活用した教員（研究員）が、拠点形成の中心的役割を果たし、3機関の多岐にわたる研究課題を本制度を活用して、効果的に推進



Case2. 信州大学経法学部と東京大学

概要



◇ 東京大学

知的財産法を専門としている教員をクロスアポイントメント制度を活用して、信州大学にて雇用。東京大学の先端研究を地域に還元するための架け橋としても活躍

◇ 信州大学

東京大学、国税局、長野県、県内業者等と連携して、ワインを中心とした地域ブランド研究と、それに携わる人材育成を実施。当該教員は、専門としている知的財産法分野の知見から、研究、人材育成の中核を担う

③予算の質の向上・重点化

iii 研究設備の共用化と研究費の合算使用の促進＜研究設備の共用化＞

①これまでの進捗状況

- ・ 平成28年4月 先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入支援プログラム)を開始
23研究組織に対し、共用システムの導入に必要な費用(約6億円)を支援
- ・ 平成29年4月 新たに24研究組織を加えた47研究組織に対し、共用システムの導入に
必要な費用(約10億円)を支援

◆KPIの進捗状況

共用システムを構築した研究組織数:47(2017年度)
【2018年度 70】【2020年度 100】

②今後の進展について

- ・ 上記47研究組織については引き続き共用システムの構築を実施
- ・ 平成30年度は追加で23研究組織における共用システムの導入に着手
以上に必要な予算(約13億円)を平成30年度予算として概算要求

「経済・財政再生計画 改革工程表」の進捗状況について

◆KPI(第二階層)の進捗状況

- 世界大学ランキング:2018年、2020年、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする。
2校(Times Higher Education「World University Rankings 2018」)、5校(QS「World University Rankings 2018」)等
- 第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする
- 国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数(2017年度現在16千人)(2015年度比▲1千人)
【2018年度:2015年度比+300人】【2021年度:2015年度比+600人】